

令和 8 年度

第 4 回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 7 日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

第4回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和8年7月7日（火）午後1時30分

場所 湯沢市役所本庁舎 会議室41

開会 午後 1 時35分

閉会 午後 2 時30分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福島 富子	11番	麻生 良子
2番	佐々木 昇	12番	沓澤 弥
3番	伊藤 秀郎	13番	加藤 エリ子
4番	川崎 秀悦	14番	佐藤 栄子
5番	水戸 義昭	15番	高橋 郁夫
6番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7番	佐藤 昇	17番	宮原 正明
8番	加藤 艶子	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
9番	由利 幸悦	19番	高橋 伸太郎（会長）
10番	瀬川 等		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席

（午後1時35分）

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 新山 栄泰
班 長 高橋 和彦
主 事 西館 一輝

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 申請許可状況

(3) 公共事業等に伴う転用の届出

3 議 案

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 湯沢市農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 湯沢農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について

議 長	議 事 開会宣言 午後 1 時35分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。 なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、ありません。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、5 番 水戸 義昭 委員、6 番 姉崎 与志弘 委員の両名を指名いたします。 次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	本日の議題は、会務報告のほか報告 3 件、議案 5 件であります。 議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。 なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。 それでは、会務報告の説明をお願いいたします。 (新山事務局長、挙手)
議 長	新山事務局長。 (会務報告、朗読説明)
議 長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。 (高橋班長、挙手)

議 長	高橋班長。
高橋班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書 2 ページから 3 ページをご覧ください。 1 賃貸借契約合意解約通知は 4 件で、面積は8,801㎡であります。解約事由は、借人の都合が 1 件、貸人の都合が 1 件、所有権移転が 2 件であります。 次に、2 申請許可状況であります。先月の転用案件は 4 件で、5 条使用貸借権申請番号第 1 号、5 条所有権移転申請番号第 3 号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、6 月 25 日付けで許可し、4 条申請番号 1 号、5 条使用貸借権申請番号 2 号、5 条所有権移転申請番号 2 号については、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかったことから、6 月 9 日付けで許可しております。 次に、3 公共事業等に伴う転用の届出は 3 件で、1 件目の届出土地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は2,311㎡のうち233.65㎡で、届出事由は携帯電話サービス拡充に伴う基地局の新設工事であります。2 件目の届出土地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は1,202㎡のうち19.08㎡、3 件目の届出土地は、湯沢市■■■■■、地目は畑、面積は399㎡のうち5.49㎡であり、届出事由は 2 件目・3 件目ともに携帯電話無線基地局増設工事のためとなっております。報告は以上です。
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、ご了承願います。 次に議事に入らせていただきます。 議案第15号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。 (高橋班長、挙手)
議 長	高橋班長。
高橋班長	議案第10号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 8 年 7 月 7 日提出。説明は以上です。
議 長	議案書 7 ページの 3 条所有権移転 申請番号 第14号は、3 番 伊藤 秀郎 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限によ

	り、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、3条所有権移転申請番号第14号を審議しますので、3番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願いいたします。 (3番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午後13時42分)
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(高橋班長、挙手) 高橋班長。
高橋班長	議案書7ページをご覧ください。3条所有権移転 申請番号 第14号 は、面積が215㎡で、申請事由は、経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。3条所有権移転 申請番号 第14号 について、申請のとおり許可することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。 (3番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午後13時43分)
議 長	次に、議案第15号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。
議 長	(高橋班長、挙手) 高橋班長。
高橋班長	議事参与制限以外について説明いたします。 議案書5ページから6ページをご覧ください。 3条賃貸借権設定は4件で、面積は10,684㎡であります。申請事由は、

	申請番号 第32号、第33号は経営縮小、第34号は農業廃止、第35号は基盤法からの切替えであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 次に、議案書7ページから9ページをご覧ください。 3条所有権移転は7件で、面積は11,523㎡であります。申請事由は、申請番号 第15号は財産処分、第16号は農業廃止、第17号から第21号は経営縮小であります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。 次に、議案第16号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。 (高橋班長、挙手)
議 長	高橋班長。
高橋班長	議案第16号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和8年7月7日提出。説明は以上です。
議 長	議事参与の制限案件はありませんので、引き続き事務局より説明をお願いします。 (高橋班長、挙手)
議 長	高橋班長。
高橋班長	議案書11ページから12ページをご覧ください。 促進計画案について、農地中間管理事業 促進計画案(転貸人へ)は、賃貸借権が3件、使用貸借権が1件で、面積は28,375㎡、再設定が3件、経

	営縮小が1件であります。 促進計画案（転借人へ）は、賃貸借権が3件、使用貸借権1件で、再設定が3件、経営拡張が1件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。 次に議案書13ページから14ページをご覧ください。 農地売買等事業は7件で、面積は41,192㎡であります。申請事由は、整理番号 第13号、第14号は経営縮小、第15号から第19号は農地売買等支援事業による認定農業者等への公社売渡しであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。 県の公告は令和8年8月28日となっております。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。 （質問なしの声あり）
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議 長	全員挙手。議案第16号 促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 次に、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。 （高橋班長、挙手）
議 長	高橋班長。
高橋班長	議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1農地法第4条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第4項及び第5項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第4条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和8年7月7日提出。 4条 申請番号 第2号について説明させていただきます。 議案書16ページ、議案付属資料13ページから19ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■、地目は畑、面積は■■■㎡であります。

		申請内容は、これまで点在している既存農機具格納庫が手狭であることから、農機具を一括して保管・管理し、作業の効率化を図るため、申請地に新たに農業用倉庫等を整備するための転用であります。 申請地は、■■■■■から北北東へ約0.9km、■■■■■から北東へ約1.0kmに位置し、東側および南側は原野、西側は道路、北側は山林に隣接しており、農地区分は農用地区域内農地の第1種農地と判断します。 事業計画は、造成盛土工事は行わず、格納パイプハウス■■■■■㎡、通路■■■■■㎡、雪堆積場■■■■■㎡、農業機械旋回スペース等■■■■■㎡を整備するものです。 事業費は、建物建設費■■■■■円、搬入費等諸経費■■■■■円、計■■■■■円であります。資金計画は、全額自己資金で賄う予定であり、残高証明書により確認しております。 被害防除計画については、西側に法面を形成し土砂流出を防止し、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は東側および南側・北側に明渠を設け、排水路に接続して自然流下する計画です。 許可判断として、令和8年5月11日付で湯沢市農業振興地域整備計画の用途を農業用施設用地に変更し、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため（申請地を農業用施設の用に供するもの）であることから農地法施行令第4条第1項第2号のイに該当すると考えます。 なお、本転用案件については、転用目的が農業用施設に該当するため、秋田県農業会議常設審議委員会への諮問を要しないことから、本総会後に会長の決裁を経て許可書を交付することとなります。 説明は以上です。
議	長	ここで、現地確認結果について、11番 麻生 良子 委員から報告願います。
議	長	(11番 麻生 良子 委員、挙手) 11番 麻生 良子 委員。
11	番	議案第17号の現地確認について報告いたします。 6月25日、12番 沓澤 弥 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議	長	説明及び報告が終わりました。議案第17号について質疑を行います。何

	かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」、転用目的が農業用施設に該当するため、秋田県農業会議常設審議委員会への諮問を要しないことから、許可することに決定いたします。 次に、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします
議 長	(高橋班長、挙手) 高橋班長。
高橋班長	議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和8年7月7日提出。 5条賃貸借権設定 申請番号第4号について説明させていただきます。 議案書18ページ、議案付属資料20ページから25ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■■■㎡であります。 申請内容は、申請地において NTT ドコモ携帯電話基地局の建設に伴い、隣接地に工事仮設ヤードを設置するため、申請地を賃借しての一時転用であります。(本総会の公共事業等に伴う届出として報告済関連案件であります) 申請地は、■■■■■から南東へ約1.4km、■■■■■から北東へ約1.3kmに位置し、東側は山林、西側および北側は道路、南側は農地に隣接しており、農地区分は、農用地区域内農地の第1種農地と判断します。 事業計画は、造成盛土工事は行わず、敷鉄板により作業ヤード(仮設事務所、仮設倉庫、仮設トイレ)■■■■■㎡を整備するものです。 事業費は、用地取得・借上経費■■■■■円、造成・整地費■■■■■円、施設・建物建設経費■■■■■円、搬入費等諸経費■■■■■円、計■■■■■円で

		あります。資金計画は、全額自己資金で賄う予定であり、残高証明書により確認しております。 被害防除計画については、表土流出防止のため敷鉄板を設置し、汚水は仮設トイレ1基により処理し、生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下とし、外周を単管とメッシュシートで囲い、防護柵を設置する計画です。 復元工事は、事業期間内に実施し、細部については地権者と確認のうえ進める予定であり、復元に要する費用も自己資金で対応し、申請地を一体として利用する農地以外の土地（赤道や農道）については、建設課に確認済となっています。 許可判断として、一時転用であり、申請用途及び期間にも問題がなく、農業振興地域整備計画の達成に影響を及ぼすものではないことから、農地法施行令第11条第1項第1号に該当すると考えます。 なお、本転用案件については、転用目的が一時転用であることと転用面積が3,000㎡未満であるため、秋田県農業会議常設審議委員会への諮問を要しないことから、本総会後に会長の決裁を経て許可書を交付することとなります。 説明は以上です。
議	長	ここで、現地確認結果について、11番 麻生 良子 委員から報告願います。
議	長	(11番 麻生 良子 委員、挙手) 11番 麻生 良子 委員。
11	番	議案第17号の現地確認について報告いたします。 6月25日、12番 沓澤 弥 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、一時転用であり、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用に当たっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議	長	説明及び報告が終わりました。議案第18号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、採決を行います。議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」、転用目的が一時転用であることと転用面積が3,000㎡未満であるため、秋田県農業会議常設審議委員会への諮問

議 長 高橋班長	を要しないことから許可することに決定いたします。 次に、議案第19号「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。 （高橋班長、挙手） 高橋班長。 議案第19号「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」、湯沢農業振興地域整備計画の変更（案）についての協議があり、市長に回答する必要があるので意見を求める。令和8年7月7日提出。 議案書20ページをご覧ください。 湯沢農業振興地域整備計画の土地利用計画変更申出一覧のNo.1の案件について説明いたします。参考資料は4ページから9ページをご覧ください。 除外目的はスギ植林、土地所在は湯沢市■■■■■、面積は■■■■■㎡であります。 次に各要件について説明いたします。参考資料4ページをご覧ください。 第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、事業計画者は、昭和36年にスギ林から開田し長年農業を営んでいたが、周辺農地で耕作する者が減少し、用水路を管理する者が事業計画者のみとなったことから用水路維持管理が困難となり、また、10m以上周辺農地から高くなっており、一部ほ場の基盤整備が不完全で機械が入らない部分もあることや、クマの侵入被害が多発して身の危険を覚えたことから令和6年より耕作を中止しております。以上のことから、スギ林に戻し、事業計画者が所有する隣接したスギ林と一体的に管理するため除外する必要が生じたものであり、植林本数と日あたりを確保するための植栽間隔等を鑑みても、適当であると判断されます。 『農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由』については、耕作することは上記の理由から困難となり、周辺へ影響を及ぼさないよう適切に管理する手段として植林するものであり、やむを得ないものと判断されます。なお、民家とは離れた場所に存在しており、地域住民へ迷惑を掛ける恐れは極めて低いと思われます。 農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠については、当該農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、また、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外（住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの）に該当するものと考えられるため、やむを得ないものと考えます。 第2号、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、地域計画区域外であり、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれ
------------------------	--

はないものと判断しております。

第3号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、10m以上周辺農地から高くなった山際にあり、特段農地を分断するものではなく、農用地の集団化に支障はないものと判断しております。

第4号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、特定の担い手に集積される予定の農地ではなく、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第5号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、未整理農地で特に管轄の土地改良区や水利組合は存在しなく、水路を使用しているのは当該農地のみであり、機能等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第6号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、未整理農地であり、土地改良事業は実施していないと判断しております。

次に、No.2の案件について説明いたします。参考資料は10ページから25ページをご覧ください。

除外目的は工場、駐車場用地、土地所在は湯沢市

、湯沢市

、面積は m^2 であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料10ページから11ページをご覧ください。

第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、事業計画者は、現在、光学ガラス及び光学ガラスプレス部品の製造・販売を行っており、湯沢市 に製造工場12棟、倉庫2棟を有しており、

工場の延べ床面積総計は m^2 、倉庫の延べ床面積総計は m^2 であり、既存工場敷地の総面積は m^2 で、 名の従業員が勤務しております。近年は5期連続で増産が続いており、現在の工場規模及び生産ライン数では生産能力に不足が生じ、10,000 m^2 超の施設新設及び既存工場の敷地拡張が必要となったことから、既存工場に隣接した当該地を除外するものであります。新設する工場面積や必要とする駐車場用地、緑地、調整池の面積を鑑みて適切な面積となっており、規模は適当であると判断しております。

『農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由』については、必要とする面積を確保できることや、特別高压電力の受電が可能であることを前提条件として、当該地の他3箇所の既存工業団地

を候補地として検討したが、適地となる空きスペースも無く、特別高圧電力の受電可能エリア外もしくは受電可能までに4年を要するため断念せざるを得なかったが、当該地は、既存工場の隣接地した既に特別高圧電力を受電している土地であり、事業実施に最も適した土地であることからやむを得ないと判断しております。

農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠については、当該農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、また、農地法施行規則第33条第2号の不許可の例外（農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設）に該当するものと考えられるため、やむを得ないものと考えます。

第2号、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、地域計画において特定の担い手が設定されている農地ではなく、既存工場に隣接した端部の農地であるため、転用による周辺農地の集積・集団化の目標や産地形成の達成に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第3号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、地域計画において特定の担い手が設定されておらず、既存工場に隣接した端部の開発であるため、除外しても周辺の担い手の経営規模縮小や農用地の集団化に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第4号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、特定の担い手に集積される予定の農地ではなく、管轄の土地改良区と協議の上、水路・農道も含め土地改良施設への影響や排水については万全を期し支障がないように対処することを確約し、改良区の指導に従うこととしているため問題はないと判断しております。

第5号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、管轄の土地改良区と協議の上、土地改良施設への影響や排水については支障がないように対処することとしているため問題はないと判断しております。

第6号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、■■■■地区担い手育成基盤整備事業（高度利用型）の受益地であるが、平成12年12月15日に完了公告がなされており、完了後8年以上を経過しているため、問題ないと判断しております。

次に、No.3.4.5の案件については、報告案件ですので、説明等は省略させていただきます。

説明は以上です。

議 長

説明及び報告が終わりました。議案第14号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

（質問なしの声あり）

議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第19号「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」は、異議ない旨の意見を付して市長に送付することといたします。 これをもって、本日の議案は全て終了いたしました。 (午後2時30分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和8年7月7日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 5番 水戸 義昭 

署名委員 6番 姉崎 幸志弘 